

○長野県告示第425号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年8月15日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

農業集落排水統合補助事業芋井西部地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市大字入山字下犬飼地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

企 画 課

○長野県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月15日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 施行者の名称

穂高町

2 都市計画事業の種類及び名称

穂高都市計画下水道事業 穂高町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年1月10日から

平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第19号、平成7年長野県告示第399号、平成10年長野県告示第19号及び平成11年長野県告示第76号の事業地のうち、南安曇郡穂高町大字牧字離山及び大字柏原字塚原地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県教育委員会告示第3号

平成15年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のように定める。

平成14年 8月15日

長野県教育委員会

平成15年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

第1 平成15年度の長野県立高等学校入学者選抜は、この要綱によって実施する。

第2 入学者の選抜は、高等学校長が、志願者の出身学校長から提出される調査書及び長野県教育委員会が実施する選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績等を資料として判定する。

第3 選抜の実施

- 1 全日制課程及び定時制課程の第1学年入学志願者については、第4から第11までに定めるところにより同一の方法で行う。ただし、全日制課程の推薦入学者選抜については第12に、定時制課程の追加募集については第13に定めるところによる。
- 2 通信制課程の入学志願者については、第14に定めるところによる。

第4 選抜事務の日程

項 目	期 日 又 は 期 間	備 考
1 所属通学区域外高等学校志願承認願及び長野県立高等学校志願承認願受付期間	平成15年1月17日(金)から2月17日(月)午後5時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続ができない者については、2月18日(火)から2月28日(金)午後5時まで(長野県教育委員会が特に認めた者については、3月6日(木)午後5時まで)の期間も受け付ける。
2 志願受付期間	平成15年2月14日(金)から2月21日(金)正午まで	ア 1の備考に該当する者については、2月24日(月)から3月3日(月)正午まで(長野県教育委員会が特に認めた者については3月7日(金)まで) イ 午前9時から午後5時まで ウ 日曜日及び土曜日を除く。
3 志望変更受付期間	平成15年2月24日(月)から3月3日(月)正午まで	ア 1の備考に該当する者については、志望変更を認めない。 イ 午前9時から午後5時まで ウ 日曜日及び土曜日を除く。
4 志願者数の発表期日	平成15年2月21日(金)及び3月3日(月)	2月21日及び3月3日の受付締切り時現在数
5 学力検査の実施期日	平成15年3月12日(水)	
6 入学予定者の発表期日	平成15年3月20日(木)	志願高等学校において午前8時30分以降

第5 入学志願資格者

次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成15年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者)

第6 入学志願

1 志望高等学校等

- (1) 志願できる高等学校の範囲は、長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号。以下「通学区規則」という。）の定めるところによる。
- (2) 志願は、1校1課程1学科（別表第1に定めるくくり募集（同一学校の同一課程内の複数の小学科を1学科として取り扱って行う募集）を実施する学校の場合は、くくられた小学科群。以下同じ。）に限る。ただし、同一学校の同一課程内に2以上の学科のある場合は、第2志望を認めることがある。この場合において、第1志望学科と第2志望学科が同一の大学科に属し、当該大学科に他の小学科があるときは、第3志望まで認めることがある。
- (3) 県内の県立以外の公立高等学校を志願した者の志願は認めない。

2 志願手続

- (1) 通学区規則第6条第2号の規定により所属通学区域外の高等学校を志願する者及び県外から本県の県立高等学校を志願する者は、第4に定める期間内に次の書類を最終在籍学校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して（郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。以下同じ。）、長野県教育委員会の承認を受けること。
 - ア 特別の事由により所属通学区域外の高等学校を志願する者
所属通学区域外高等学校志願承認願（様式第1号）
特別の事由を証明する書類
 - イ 県外から本県の県立高等学校を志願する者
長野県立高等学校志願承認願（様式第2号）
特別の事由を証明する書類
- (2) 志願者は、次の書類を最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。
 - ア 入学願書（様式第3号）（用紙は、志望高等学校で交付する。）
 - イ 入学審査料収入証紙納付書 全日制課程志願者は2,200円、定時制課程志願者は870円の長野県収入証紙をはったもの（用紙は、志望高等学校で交付する。）
 - ウ 所属通学区域外高等学校志願承認書又は長野県立高等学校志願承認書（(1)の手続をした者に限る。）
- (3) 最終在籍学校長は、当該学校の志願者の(2)に掲げる書類を一括して、第4に定める受付期間中に志望高等学校長に提出するとともに、次の書類を平成15年3月3日（月）正午（長野県教育委員会が特に認めた者については、3月7日（金）午後5時）までに提出すること。
 - ア 調査書（様式第4号）
 - イ 学習成績一覧表（様式第5号及び様式第6号） 課程ごとに1通
 - ウ 他の高等学校を最終在籍学校とする者については、ア及びイのほか、当該高

等学校長の学業成績証明書、人物に関する証明書及び平成15年1月以降実施の健康診断の記録

(4) 高等学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。

ア 入学志願者受付台帳(様式第7号)の作成

イ 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入

ウ 学力検査受検票(様式第8号。以下「受検票」という。)の交付

(5) 志願者のうち、(2)及び(3)に定める手続が困難な者で、相当な証明書を添付し、その旨を高校教育課長に申し出たものについては、高校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

第7 志望変更

1 志願者は、入学願書提出後1回に限り、第4に定める志望変更受付期間中に、志望学校、志望課程又は志望学科を変更することができる。この場合においても、通学区規則に規定するところによらなければならない。ただし、第4の表の1の備考に該当する者については、志望変更を認めない。

2 志望変更手続

(1) 志望学校を変更しようとする志願者は、志望学校変更願(様式第9号)に、さきに交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長(第6第2項(5)に定める場合の高校教育課長を含む。以下同じ。)を経て、変更前の志望高等学校長に提出して、志望学校変更承認書(様式第10号)の交付を受けた後、新たに第6第2項(2)のア及びウに定める書類(定時制課程を志願した者が全日制課程に志望変更する場合は、1,330円の長野県収入証紙をはった入学審査料収入証紙納付書を添えること。(2)における定時制課程から全日制課程への志望変更についても同じ。)に志望学校変更承認書を添え、最終在籍学校長を経て、変更先高等学校長に提出すること。

(2) 同一学校内における志望課程又は志望学科を変更しようとする志願者は、志望課程(学科)変更願(様式第9号)に、さきに交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。

(3) 高等学校長は、志望学校変更願の提出があったときは、これを受け付け、志望学校変更承認書に

入学審査料	円納付済
-------	------

 の表示をし、納付された金額を記入の上、最終在籍学校長を経て、志願者に交付すること。

3 県内にある県立以外の公立高等学校から志望変更する場合においても、前項(1)を準用するが、第6第2項(2)のイに定める書類を併せ提出すること。

4 志望変更の参考資料とするため、平成15年2月28日(金)に、2月27日(木)受付締切り時現在の志願者数を、第9第4項に定める連絡校で発表する。

第8 調査書及び学習成績一覧表の作成

1 最終在籍学校長は、調査書の公正を期するため、調査書作成委員会を組織するこ

と。ただし、第6第2項(5)に定める場合にあつては、この限りでない。

この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭及び最終学年の指導を担当する教職員を充てること。

- 2 高等学校に在籍した志願者については、最終在籍学校長は、出身中学校から送付されている指導要録の抄本又は写し及び健康診断票によって調査書を作成すること。
- 3 調査書は、原則として指導要録及び健康診断票に準拠して記載すること。ただし、第3学年の各教科の評定については、次によるものとする。

(1) 平成14年度卒業見込者

ア 平成14年12月末日以降において、第3学年に在学する生徒全員を対象として、目標に準拠した評価により、必修教科については5段階、選択教科については3段階の評定を行うこと。ただし、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒は、評定の対象から除外する。

イ 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

ウ 県外の中学校に在学する生徒で、目標に準拠した評価による評定が著しく困難なものについては、イに準ずること。

(2) 平成13年度以前の卒業者

指導要録記載の評定を記入すること。

- 4 学習成績一覧表は、志願者の中学校第3学年在学時の同学年生徒全員について、次の区分に従って記載すること。

(1) 平成14年度卒業見込者

必修教科の目標に準拠した評価による5段階の評定を記入し、目標に準拠した評価による評定が不可能な志願者があるときは、備考欄にその旨を付記すること。

(2) 平成13年度以前の卒業者

指導要録記載の評定を記入すること。ただし、当該卒業者の卒業年度に作成された学習成績一覧表を用いても差し支えない。

(3) 県外の中学校にあつては、調査書記載の評定法による学年又は学級の学習成績一覧表とすること。

第9 学力検査

1 検査の実施

長野県教育委員会が全日制課程及び定時制課程の志願者に対して、同一の問題で一斉に実施する。

2 検査の日程、検査教科等

- (1) 受 付 午前8時40分から午前9時まで
- (2) 点呼、諸注意 午前9時から午前9時20分まで
- (3) 入 室 午前9時20分から午前9時30分まで

(4) 検査教科、検査時間等

時 限	教 科	検 査 時 間	備 考
1	国 語	9 : 35 ~ 10 : 25 (50分)	休 憩 15分
2	数 学	10 : 40 ~ 11 : 30 (50分)	休 憩 15分
3	社 会	11 : 45 ~ 12 : 35 (50分)	昼 食 60分
4	理 科	13 : 35 ~ 14 : 25 (50分)	休 憩 15分
5	英 語 (英語ヒアリングテストを含む)	14 : 40 ~ 15 : 30 (50分)	

(5) その他

検査場によっては、交通機関の関係で、検査に支障のない範囲で多少時刻を変更する場合もある。この場合は、当該高等学校長はあらかじめ高校教育課長の承認を受けるものとする。

3 検査場

- (1) 検査場は、志望高等学校とする。ただし、高等学校長は、これにより難い志願者について、別の検査場を指定することができる。この場合、高等学校長は、あらかじめ高校教育課長及び当該別の検査場の実施責任者の承認を受けるものとする。
- (2) 高等学校長は、志願者に受検票を交付する際、受検場を指定するとともに、(1)のただし書の場合にあつては、平成15年3月4日(火)までに当該別の検査場の実施責任者に受検番号、氏名等必要な事項を通知するものとする。

4 連絡校

学力検査実施上の連絡のため、地域ごとに連絡校を設けるものとし、連絡校は別表第2のとおりとする。

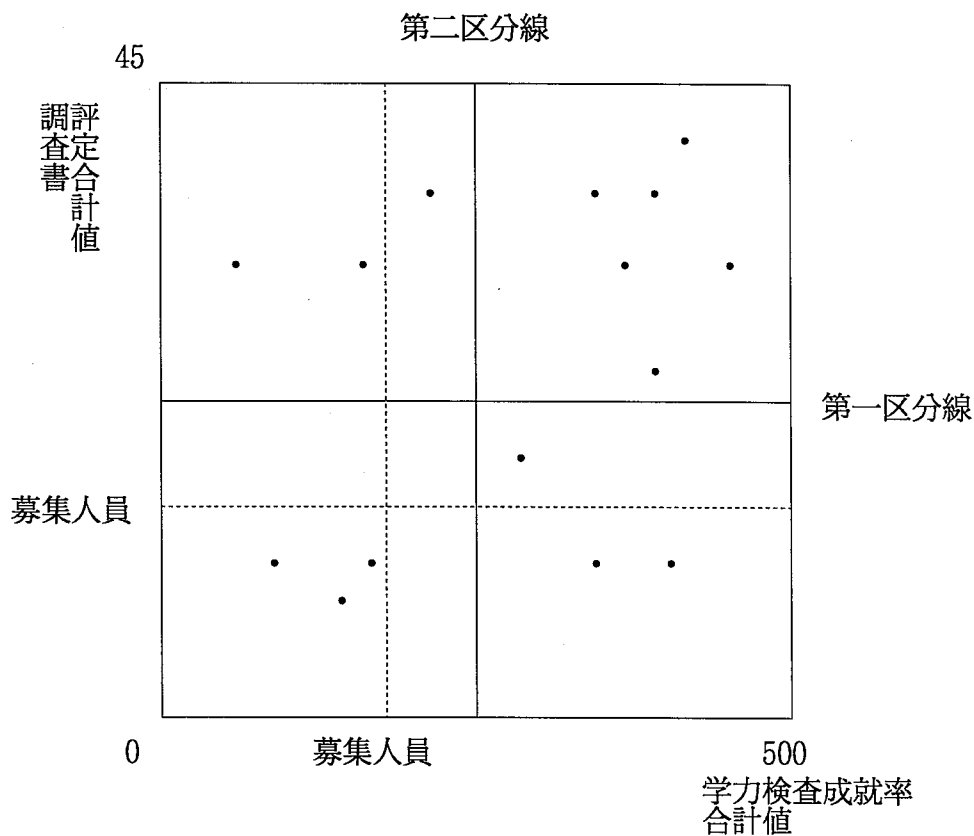
第10 入学者の選抜

- 1 高等学校長は、次の(1)から(3)までに準拠して、その高等学校の課程、学科等の特性に応じた選抜基準を定め、選抜を行う。
 - (1) 選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とし、高等学校の教育を受けるに足る資質と能力を判定して行うものとする。
 - ア 調査書は、教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項等を総合して選抜の資料とする。
 - イ 教科の成績については、調査書の必修教科の評定と学力検査結果との相関図を次の方法により下図を参考にして作成するとともに、調査書の選択教科の評

定及び記載事項とあわせて選抜の資料とする。

- (ア) 学科ごとに、受検者全員について、調査書に記載されている中学校第3学年の必修教科の評定合計値(最高45点)を縦軸、学力検査成就率合計値(最高500点)を横軸とする相関図を作成する。
- (イ) 募集人員(推薦入学者選抜による入学内定者がある場合は、募集定員から推薦入学確約書を提出した者の数を控除したもの)を考慮して、学校裁量による基準人員を設ける。
- (ウ) 縦軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の上部の区域に含まれるよう第一区分線を設け、横軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の右側の区域に含まれるよう第二区分線を設けることにより四領域に区分する。
- (エ) 受検者全員について、各領域の特性を十分考慮して検討する。
- (オ) 相関の特異なものについては、特に慎重に検討する。

相 関 図



(備考) この図は学校裁量の基準人員を9人(募集人員の90パーセント)に設定して、受検者15人、募集人員10人の場合の例である。

- (2) 健康の記録は、修学不可能と認められる者以外については、差等をつける資料としないものとする。

2 全日制普通科において、隣接する通学区からの入学志願者(通学区規則第4条第

1 項の規定による入学志願者を除く。)のうちそれぞれの高等学校で入学予定者(推薦入学者選抜及び第2次募集による入学予定者を含む。)とすることができる人数は、通学区規則の定めるところにより、当該高等学校募集定員の20パーセント以内とする。

3 全日制課程の専門学科のうち体育科及び音楽科については、高等学校長は、実技検査を実施し、その結果を選抜の資料とすることができる。実技検査の内容、日程等については、長野県教育委員会と協議の上、当該高等学校長が定める。

4 高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

5 高等学校長は、特に必要と認める志願者については、あらかじめ長野県教育委員会の承認を受けて、面接若しくは健康診断又はこの両者を併せ行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

6 前項にかかわらず、高等学校長は、全日制課程の第2次募集及び定時制課程の志願者について、全員に入学意思の確認をすることが必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接を行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

第11 第2次募集

1 入学予定者数が定員に満たなかった場合は、第2次募集を行うことがある。

2 第2次募集の公告

平成15年3月20日(木)に長野県教育委員会、第9第4項に定める連絡校及び第2次募集を行う高等学校で発表する。

3 応募資格者

この要綱による学力検査を受けた者のうち入学予定者に内定しなかったもの

4 志願受付期間

平成15年3月20日(木)から3月25日(火)午後5時まで

5 志願手続

(1) 志願者は、第6第2項(2)に定める書類を、最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。この際、入学願書に、第1次志望高等学校名、志望課程、志望学科及び受検番号を記入すること。

(2) 最終在籍学校長は、上記の書類を、第6第2項(3)に定める書類とともに志望高等学校長に提出すること。

(3) 出願後の志望学校、課程又は学科の変更は認めない。

6 入学予定者の発表

高等学校長は、入学予定者を平成15年3月28日(金)までに発表するものとする。

第12 推薦入学者選抜

1 全日制課程の普通科(別表第3に定める高等学校に限る。)、専門学科及び総合学科においては、推薦入学者選抜を実施する。

2 推薦入学者の募集人員

- (1) 普通科にあっては募集定員の30パーセント程度を上限とする。
- (2) 農業、工業、商業及び家庭に関する学科にあっては募集定員の30パーセント程度を上限とする。ただし、特別の事情がある場合は、高等学校長は、長野県教育委員会と協議の上、上限を募集定員の40パーセント程度にすることができる。
- (3) 理数科、英語科、国際教養科、体育科及び音楽科については、高等学校長が、長野県教育委員会と協議の上定めるものとする。
- (4) 総合学科にあっては募集定員の50パーセント程度を上限とする。

3 推薦入学志願資格者

中学校を平成15年3月に卒業する見込みの者で、次の(1)から(4)までの要件を満たすものとして在学中学校長が推薦したもの

- (1) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (2) 当該学科に対する適性及び興味・関心があること。
- (3) 調査書の各教科の学習、特別活動、行動等の記録が優良であること。
- (4) その他、志望高等学校長が定める要件を満たしていること。

4 推薦入学者選抜事務の日程

項 目	期 日 又 は 期 間	備 考
1 所属通学区域外高等学校志願承認願及び長野県立高等学校志願承認願受付期間	平成15年1月7日(火)から1月10日(金)午後5時まで	
2 志願受付期間	平成15年1月20日(月)から1月23日(木)正午まで	午前9時から午後5時まで
3 面接期日	平成15年1月28日(火)	志望高等学校において、午前9時から
4 選抜結果の通知期日	平成15年2月3日(月)	
5 入学確約書の提出期限	平成15年2月10日(月)	正午まで
6 入学予定者数の発表期日	平成15年2月10日(月)	
7 入学予定者の発表期日	平成15年3月20日(木)	

5 推薦入学志願

(1) 志望高等学校等

第6第1項に定めるところによるものとする。ただし、第2志望は認めない。

(2) 志願手続

ア 第6第2項(1)に準ずる。ただし、書類の受付期間は、前項に定めるとおりとする。

- イ 志願者は、次の書類を在学中学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。
- (ア) 推薦入学願書(様式第11号) 志望高等学校において交付を受けたものを用いること。
 - (イ) 入学審査料収入証紙納付書 2,200円の長野県収入証紙をはること(用紙は志望高等学校で交付する。)
 - (ウ) 所属通学区域外高等学校志願承認書又は長野県立高等学校志願承認書(アによる手続をした者に限る。)
- ウ 在学中学校長は、当該学校の志願者のイに掲げる書類を一括して、次の書類とともに前項に定める志願受付期間内に志望高等学校長に提出すること。
- (ア) 推薦入学志願者名簿(様式第12号)
 - (イ) 推薦書(様式第13号)
 - (ウ) 調査書(様式第4号) 第8第1項及び第3項に定めるところにより作成すること。
- エ 高等学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。
- (ア) 推薦入学志願者受付台帳(様式第7号に準ずる。)の作成
 - (イ) 推薦入学願書の受付年月日及び受付番号の記入
 - (ウ) 推薦入学受検票(様式第14号)の交付
- 6 推薦入学者の選抜
- (1) 高等学校長は、中学校長から提出された推薦書、調査書の内容及び面接の結果を資料として総合的に判定し、入学予定者を内定するものとする。ただし、音楽科については、高等学校長は、実技検査を実施し、その結果を選抜の資料とすることができる。実技検査の内容、日程等については、長野県教育委員会と協議の上、当該高等学校長が定める。
 - (2) 普通科において、隣接する通学区からの推薦入学志願者(通学区規則第4条第1項の規定による入学志願者を除く。)のうちそれぞれの高等学校で入学予定者とすることができる人数は、当該高等学校の推薦入学募集人員の20パーセント以内とする。
- 7 推薦入学者選抜結果の通知及び入学の確約
- (1) 高等学校長は、第4項に定める期日に、選抜結果を推薦入学者選抜結果通知書(様式第15号)により当該中学校長に通知するとともに、推薦入学予定者内定通知書(様式第16号)を当該中学校長に送付する。
 - (2) 中学校長は、志願者に選抜結果を通知し、入学予定者に内定した者には推薦入学予定者内定通知書を手渡す。
 - (3) 推薦入学予定者内定通知書を受けた者は、入学確約書(様式第17号)を在学中学校長を経て、第4項に定める期限までに志望高等学校長に提出する。なお、入学確約書を提出した者は、第4から第11までに定めるところによる入学志願はできないものとする。

(4) 選抜の結果、入学予定者に内定しなかった者は、第4から第11までに定めるところにより入学志願することができる。

8 推薦入学予定者の発表

第4に定める入学予定者の発表と同時に行う。

第13 追加募集

1 高等学校長は、定時制課程について、第2次募集でなお入学予定者が定員に満たなかった場合に、追加募集を行うことができる。

2 応募資格者

第5に定めるところによる。

3 志願受付期間

平成15年3月26日(水)から4月2日(水)午後5時まで

4 志願手続

第11第5項に準ずる。

5 入学者の選抜

第10に準ずる。ただし、学力検査に代えて、第9第2項の教科について、当該高等学校長が実施する筆記試験を選抜の資料とする。

6 入学予定者の発表

高等学校長は、入学予定者を平成15年4月10日(木)までに発表するものとする。

第14 通信制課程の選抜

1 実施校及び担当区域

通信制課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)及びその担当区域は、次のとおりとする。

実施校	所在地	担当区域
長野県長野西高等学校	長野市箱清水 電話 026-234-2261	長野県立高等学校全日制普通科の通学区のうち第1から第6までの通学区
長野県松本筑摩高等学校	松本市島立 電話 0263-47-1351	長野県立高等学校全日制普通科の通学区のうち第7から第12までの通学区

2 入学志願資格者

第5に定めるところによる。

3 入学志願

志願者の居住地(入学後の居住予定地を含む。)により、その地域を担当する実施校に出願すること。

4 志願受付期間

平成15年2月14日(金)から4月2日(水)午後5時まで

5 志願手続

実施校の校長の定めるところによる。

6 入学者の選抜

(1) 第10第1項に準ずる。ただし、学力検査は行わない。

(2) 実施校の校長は、特に必要と認める志願者について面接を行い、その結果を審査の資料とすることができる。

7 入学予定者の発表

実施校の校長は、入学予定者を平成15年4月10日(木)までに発表するものとする。

8 その他

上記のほか、通信制課程の選抜について必要な事項は、実施校の校長が定めるものとする。

第15 海外帰国子女の選抜

高等学校長は、海外帰国子女については、学力検査の方法等について、長野県教育委員会と協議の上、特別な配慮をすることができる。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、学力検査及び入学者選抜の実施について必要な事項は、別に定める。

(別表第1)(第6関係)

学 校 名	小 学 科 名
下高井農林高等学校	農 業 科 } 農 業 科 } 生 活 科 }
須坂園芸高等学校	園 芸 科 } 農 業 経 済 科 } 造 園 科 }
更級農業高等学校	生 産 流 通 科 } 生 物 科 学 科 } 生 活 科 学 科 } 施 設 園 芸 科 }
北佐久農業高等学校	農 業 科 } 園 芸 科 } 畜 産 科 学 科 } 食 品 加 工 科 }

(別表第2)(第9関係)

連 絡 校	
地 域	連 絡 校
下高井郡木島平村及び野沢温泉村 下水内郡 飯山市 上高井郡 下高井郡山ノ内町 須坂市 中野市 上水内郡 長野市のうち次に掲げる地域を除いた区域 更級郡 埴科郡 長野市のうち旧篠ノ井市、旧更級郡 川中島町、同信更村及び同更北村並びに旧埴科郡松代 町の各区域 更埴市 小県郡 上田市 南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市 諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市 上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市 下伊那郡 飯田市 木曾郡 東筑摩郡 南安曇郡 松本市 塩尻市 北安曇郡 大町市	長野県飯山北高等学校 長野県須坂高等学校 長野県長野東高等学校 長野県屋代高等学校 長野県丸子実業高等学校 長野県野沢北高等学校 長野県諏訪実業高等学校 長野県箕輪工業高等学校 長野県下伊那農業高等学校 長野県木曾高等学校 長野県松本県ヶ丘高等学校 長野県大町高等学校

(別表第3)(第12関係)

全日制普通科における推薦入学者選抜実施校

学 校 名
飯山照丘高等学校
北部高等学校
中条高等学校
犀峽高等学校
坂城高等学校
蓼科高等学校
望月高等学校
軽井沢高等学校
小海高等学校
富士見高等学校
箕輪工業高等学校
高遠高等学校
阿智高等学校
阿南高等学校
蘇南高等学校
梓川高等学校
白馬高等学校

(様式第1号)(第6、第12関係)

(用紙寸法 A4)

所属通学区域外高等学校志願承認願

年 月 日

長野県教育委員会 殿

現住所

志願者 (男・女)保護者

志願者との関係

下記のとおり、所属通学区域外の高等学校へ志願したいので承認してください。

記

1 志願する高等学校の属する通学区、学校名及び学科

第 通学区 高等学校(全・定) 科

2 事由(詳細に)

3 平成15年4月1日以降の住所

副 申

上記の事由について、相違ないことを証明します。

年 月 日

中学校長

(注) 不要の文字は消してください。

(様式第2号)(第6、第12関係)

(用紙寸法 A4)

長野県立高等学校志願承認願

年 月 日

長野県教育委員会 殿

現住所

志願者 (男・女)

保護者

志願者との関係

下記のとおり、長野県立高等学校へ志願したいので承認してください。

記

1 志願する高等学校及び学科

第 通学区 高等学校(全・定) 科

2 事由(詳細に)

3 平成15年4月1日以降の住所

副 申

上記の事由に相違なく、また平成15年度入学者選抜において、貴県の県立高等学校以外の公立高等学校は志願していないことを証明します。

年 月 日

中学校長

(注) 不要の文字は消してください。

(様式第3号) (第6関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A6)

受付年月日	入 学 願 書	受付番号
※		※

平成 年 月 日

長野県 高等学校長 殿

志願者 ㊞

貴校に入学を志願します。

保護者 ㊞

志望 課程	全 日 制 定 時	志望 学科	科	第2 第3	科	判 定	※
志 願 者				保 護 者			
ふりがな 氏 名		男 ・ 女	昭和 年 月 日生	氏 名	志願者との関係		
現住所	〒 -			現住所	〒 -		
出 身 中学校	昭和・平成 年 月			中学校 卒業見込み・卒業			

(この欄は第2次募集、追加募集に限り記入すること)

第1次志望校 高等学校 制 科 受検番号

志願者連絡先 電話 () -

(様式第4号) (第6、第12関係)

(紙質・模造紙70kg 用紙寸法 A4)

受検番号

平成 年度 調 査 書

A 生徒	ふりがな氏名	年 月 日生	男・女	平成 年 3月	卒業見込み 中学校 卒業

B 出康の欠 欠・記録 健康	欠席日数	備 考	健康の状況
	1年		
	2年		
	3年		

C 各教科の学習の記録	教科名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語	備 考	
	学年											
	必修	1年										
		2年										
		3年										
	選択	2年										
		3年										
中学校卒業後の学習の状況												

D 総合的な学習の記録	F 行動の記録	基本的な生活習慣	公共心・公德心
		健康・体力の向上	(明朗・快活)
自主・自律		(向 上 心)	
責 任 感		(思いやり)	
創 意 工 夫		(寛容・協力性)	
思いやり・協力		(自然愛護)	
生命尊重・自然愛護		(公 共 心)	
勤 労 ・ 奉 仕			
E 特別活動の記録		公正・公平	

G
総合参考となる諸事項及び指導上

調査書作成 委員氏名印	記入責任者 氏名印
----------------	--------------

上記の記載事項には誤りがないことを証明します。

年 月 日

学 校 長

印

調査書記入の手引

A 生徒

「男・女」及び「卒業見込み・卒業」は、どちらか一方を消すこと。

B 出欠・健康の記録

- 1 第3学年の出席状況は、卒業見込者については、平成15年1月31日までの日数を記入すること。
- 2 欠席日数は、出席しなければならない日数（出席停止・忌引等の日数を除いた数）のうちで、欠席した日数を記入すること。
- 3 備考欄には、病欠、事故欠等の主な理由、早退、遅刻の状況や事情等を記入すること。
- 4 健康の状況欄には、高等学校の修学に堪えるかどうかの判断を記入すること。

C 各教科の学習の記録

- 1 評定は、第1学年及び第2学年は、指導要録記載の必修教科（共通履修としての英語を含む。）の評定を転記するとともに、第2学年については、指導要録記載の選択教科の評定も転記すること。

第3学年については、第8第3項に規定するところにより記入すること。

なお、第2学年及び第3学年については、履修していない選択教科の欄には、斜線を引くこと。

- 2 備考欄には、次のような事項を記入すること。

- (1) 選択教科に関して特に説明を要する事項
- (2) 教科、学年による著しい差異に説明を要する事項
- (3) 健康状況、体力及び身体上の障害によって学習に影響が及んでいると思われる事項
- (4) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒である場合の説明事項
- (5) その他特に説明を要する事項

- 3 中学校卒業後の学習の状況の欄には、過年度卒業者（高等学校を最終在籍校とする者を除く。）について、学習、進歩の状況等の観点から卒業後の学習の状況を記入すること。

D 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の主な学習活動や評価等を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

E 特別活動の記録

学級活動、生徒会活動及び学校行事の活動状況について、主な事実を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

F 行動の記録

- 1 第3学年について、掲げられた項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状

況にあると判断される場合に○印を記入すること。

- 2 過年度卒業で旧生徒指導要録に従う場合は、括弧書きの項目とそれ以外の該当する項目に評定し、不要な項目は消すこと。また、学校独自に設定した項目については、空欄に項目を括弧書きで記入し評定すること。

G 総合所見及び指導上参考となる諸事項

CからFまでの記録の他、進路指導に関する事項、指導上参考となる事項及び生徒の成長にかかわる総合的な所見を記入すること。

H その他

- 1 調査書作成委員氏名欄には、教頭が代表して記名押印すること。
- 2 記載事項のない欄には「なし」と記入するか、斜線を引くこと。
- 3 調査書の記入は、その信頼性及び客観性を高めるため、特に正確を期すること。

(様式第5号) (第6関係)

(用紙寸法 A4)

学 校 長

印

年度卒業 (見込み)			学 習 成 績 一 覧 表										
			学校 (枚中 枚)										
出 願	氏 名	性 別	教科										
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 ・ 家庭	英語	備考	

- (注) 1 第8第4項の規定によって作成すること。
 2 出願欄には、提出先高等学校の志願者に○印を付けること。
 3 様式第6号の集計表を添付すること。

(様式第6号) (第6関係)

(用紙寸法 A4)

年度卒業(見込み) 学習成績一覧表(段階別人員集計表)													学校
教 科 評 定 段 階	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術・ 家庭	英語	備	考	名	
	5												
4													
3													
2													
1													
評 定 平 均 値													
合 計 人 員													
目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒数を除く。												名	

- (注) 1 学習成績一覧表記載の教科別、評定段階別の人数(目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒数を除く。)を記入すること。
 2 評定平均値は、各教科とも小数第二位を四捨五入して、小数第一位まで求めること。
 3 目標に準拠した評価方法以外の評価方法による評定の場合は、この様式に準じて作成すること。

(様式第7号)(第6、第12関係)

(用紙寸法 A4)

入学者志願者受付台帳

台 否	受 番	検 号	氏 名	性 別	出 身 中 学 校	卒 年	業 月	志 望 学 科	学 力 検 査					備 考		
									国 語	社 会	数 学	理 科	英 語			

(備考) 推薦入学者選抜の場合は、上記の様式に準じて作成すること。

(様式第8号) (第6関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A6)

学 力 検 査 受 検 票			
受 検 番 号	※	志 望 課 程	全 日 制 定 時 制
志 望 学 科	科		
氏 名			
受 検 場	高 等 学 校		
出 中 学 身 校	中 学 校		
長 野 県		高 等 学 校 長 印	

(様式第9号) (第7関係)

(用紙寸法 A4)

志望学校(課程・学科)変更願	
	年 月 日
長野県	高等学校長 殿
	本人 印
	保護者 印
<p>私は、貴校へ入学を志望しましたところ、都合により志望学校(課程・学科)を変更したいので、お願いします。</p>	
(最終在籍学校長経由印)	
	学 校 名
	校 長 氏 名 印

(注) 学校・課程・学科について、不要の文字は消してください。

(様式第10号) (第7関係)

(用紙寸法 A4)

志望学校変更承認書

年 月 日

殿

長野県

高等学校長

印

志望学校変更について承認します。

(最終在籍学校長経由印)

学校名

校長氏名

印

(様式第11号) (第12関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A4)

受付月日

※

受付番号

※

推薦入学願書

年 月 日

長野県

高等学校長 殿

志願者 中学校名

現住所・〒

(ふりがな)

氏名

印

年 月 日生 男・女

保護者 現住所・〒

(ふりがな)

氏名

印

志願者との関係

貴校全日制の課程〔 () に関する学科 〕 () 科に推薦入学を
志願します。

(注) 普通科、理数科、英語科、国際教養科、体育科、音楽科及び総合学科については、〔 〕内は記入しないでください。

(様式第12号) (第12関係)

(用紙寸法 A4)

年度 長野県 高等学校
推薦入学志願者名簿

通し番号	志望小学科名	氏名	性別	備考
1				
2				
3				
4				
5				

年 月 日

中学校長

印

(様式第13号) (第12関係)

(用紙寸法 A4)

推 薦 書

年 月 日

長野県 高等学校長 殿

中学校長 印

下記の者は、貴校全日制の課程〔() に関する学科〕
 () 科への入学が適当と認められるので推薦いたします。

記

氏 名 年 月 日生 年 3 月卒業見込み 男・女

推 薦 理 由

志望の動機・理由			
適性、興味・関心及び学習意欲			
特別活動、その他の顕著な事実			
評定の平均値 〔調査書の「各教科の」 学習の記録〕による	1 年	2 年	3 年
総合所見			

(注) 普通科、理数科、英語科、国際教養科、体育科、音楽科及び総合学科については、
 [] 内は記入しないこと。

(様式第14号) (第12関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A7)

推薦入学受検票

受検番号	科 番
在学中学校	
氏 名	

◎ 注意事項

- 1 この票は、面接試験のとき必ず持参すること。
- 2 年 月 日 () 午前 時 分までに本校受検者控室に集合のこと。

長野県 高等学校長 印

(様式第15号) (第12関係)

(用紙寸法 A4)

推薦入学者選抜結果通知書

年 月 日

中学校長 殿

長野県 高等学校長 印

年度推薦入学者選抜の結果、下記のとおり入学予定者を内定しましたので、通知します。

記

科 名	受検番号	氏 名

(様式第16号) (第12関係)

(用紙寸法 A4)

推薦入学予定者内定通知書

年 月 日

中学校名

受検番号

氏 名

殿

長野県

高等学校長

印

あなたは、年度推薦入学者選抜において、本校全日制の課程
〔() に関する学科〕 () 科の入学予定者に内定しまし
たので、通知します。

(注) 普通科、理数科、英語科、国際教養科、体育科、音楽科及び総合学科について
は、〔] 内は記入しないでください。

(様式第17号) (第12関係)

(用紙寸法 A4)

入 学 確 約 書

年 月 日

長野県

高等学校長 殿

中学校名

氏 名

印

保護者氏名

印

本人との関係

この度、年度推薦入学者選抜において、貴校全日制の課程
〔() に関する学科〕 () 科の入学予定者に内定した旨
通知を受けました。

ついては、貴校に入学することを、本人及び保護者連署の上、ここに確約いた
します。

(注) 普通科、理数科、英語科、国際教養科、体育科、音楽科及び総合学科について
は、〔] 内は記入しないでください。

高 校 教 育 課

○選告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、平成14年9月1日長野県知事選挙を執行する。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

○選告示第30号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めた。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

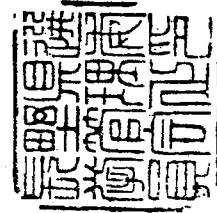
(表)

8.0cm

12.8cm

平成十四年九月一日執行

長野県知事選挙投票



(裏)

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 一 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

長野県知事選挙

候補者氏名	
-------	--

(備考)

- 1 用紙は、白色に赤刷りとする。
- 2 字体は表が教科書体、裏は明朝体とする。

選挙管理委員会

○選告示第31号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成14年 8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

職名	住所	氏名
選挙長	塩尻市大字片丘11139番地	中村幸枝
選挙長の職務を代理すべき者	下高井郡山ノ内町大字平穏2113番地	山本高明

選挙管理委員会

○選告示第32号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成14年 8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙長の氏名 中村幸枝

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、8月15日の立候補受付事務は、
長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂

選挙管理委員会

○選告示第33号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりである。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

平成14年8月15日

選挙管理委員会

○選告示第34号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成14年8月16日 午後5時30分

選挙管理委員会

○選告示第35号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成14年8月15日 午後5時30分

選挙管理委員会

○選告示第36号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成14年9月1日執行の長野県知事選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行う。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとする。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

○選告示第37号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成14年8月15日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県議会棟4階401号会議室
- 2 日 時 平成14年9月3日 午後3時

選挙管理委員会

○長野県知事選挙選挙長告示第1号

平成14年9月1日執行の長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成14年8月15日

長野県知事選挙選挙長 中村幸枝

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成14年8月29日 午後5時30分

選挙管理委員会

○長野県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年8月15日

長野県監査委員

島田基正
柳沢政安
内田雄治
柳澤賢二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
松下英樹	長野市赤田475番地

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成14年8月26日から平成15年3月31日まで

監査委員事務局